(二)　少子化対策

(1)　政府は、急速な少子高齢化の進展の下で、社会保障制度を持続させていくためには、その基盤を維持するための少子化対策を総合的かつ着実に実施していく必要があることに鑑み、就労、結婚、妊娠、出産、育児等の各段階に応じた支援を切れ目なく行い、子育てに伴う喜びを実感できる社会を実現するため、子ども・子育て支援の量的拡充及び質の向上を図る観点並びに職業生活と家庭生活との両立を推進する観点から、幼児期の教育及び保育その他の子ども・子育て支援の総合的な提供、待機児童解消加速化プランその他の子ども・子育て支援の実施に当たって必要となる次に掲げる措置その他必要な措置を着実に講ずるものとした。（第三条第一項関係）

イ　子どものための教育・保育給付及び地域子ども・子育て支援事業の実施のために必要な措置

ロ　保育緊急確保事業の実施のために必要な措置

ハ　保育の量的拡充のために必要な都道府県及び市町村（特別区を含む。（三）の（7）イの（ロ）において同じ。）以外の者の設置する保育所における保育を行うことに要する保育費用についての児童福祉法第五三条の規定による国庫の負担

ニ　社会的養護の充実に当たって必要となる乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設に入所等をする子どもの養育環境等の整備のために必要な措置

(2)　政府は、(1)の措置については、全世代対応型の社会保障制度の構築を目指す中で、少子化対策を全ての世代に夢や希望を与える日本社会の未来への投資であると認識し、幅広い観点からこれを講ずるものとした。（第三条第二項関係）

(3)　政府は、(1)の措置を講ずるほか、平成二七年度以降の次世代育成支援対策推進法の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第三条第三項関係）

(三)　医療制度

(1)　政府は、高齢化の進展、高度な医療の普及等による医療費の増大が見込まれる中で、医療保険制度等に原則として全ての国民が加入する仕組みを維持することを旨として、医療制度について、この(三)に定めるところにより、必要な改革を行うものとした。（第四条第一項関係）

(2)　政府は、個人の選択を尊重しつつ、個人の健康管理、疾病の予防等の自助努力が喚起される仕組みの検討等を行い、個人の主体的な健康の維持増進への取組を奨励するものとした。（第四条第二項関係）

(3)　政府は、健康の維持増進、疾病の予防及び早期発見等を積極的に促進することにより、国民負担の増大を抑制しつつ必要な医療を確保するため、情報通信技術、診療報酬請求書等を適正に活用しながら、地方公共団体、保険者、事業者等の多様な主体による保健事業等の推進、後発医薬品の使用及び外来受診の適正化の促進その他必要な措置を講ずるものとした。（第四条第三項関係）

(4)　政府は、医療従事者、医療施設等の確保及び有効活用等を図り、効率的かつ質の高い医療提供体制を構築するとともに、今後の高齢化の進展に対応して地域包括ケアシステム（地域の実情に応じて、高齢者が、可能な限り、住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制をいう。以下同じ。）を構築することを通じ、地域で必要な医療を確保するため、次に掲げる事項及び診療報酬に係る適切な対応の在り方その他の必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第四条第四項関係）

イ　病床の機能の分化及び連携並びに在宅医療及び在宅介護を推進するために必要な次に掲げる事項

(イ)　病院等の管理者が、当該病院等が有する病床の機能に関する情報を、当該病院等の所在地の都道府県知事に報告する制度の創設

(ロ)　(イ)に規定する制度により得られる病床の機能に関する情報等を活用した都道府県による地域の医療提供体制の構想の策定及び必要な病床の適切な区分の設定、都道府県の役割の強化その他の当該構想を実現するために必要な方策

(ハ)　次に掲げる事項に係る新たな財政支援の制度の創設

①　病床の機能の分化及び連携等に伴う介護サービス（介護保険の保険給付の対象となる保健医療サービス及び福祉サービスをいう。(四)の(2)において同じ。）の充実

②　地域における医師、看護師その他の医療従事者の確保、医療機関の施設及び設備の整備等の推進

ロ　医療法人間の合併及び権利の移転に関する制度等の見直し

ハ　医療従事者の業務の範囲及び業務の実施体制の見直し

(5)　政府は、(4)の医療提供体制及び地域包括ケアシステムの構築に当たっては、個人の尊厳が重んぜられ、患者の意思がより尊重され、人生の最終段階を穏やかに過ごすことができる環境の整備を行うよう努めるものとした。（第四条第五項関係）

(6)　政府は、(4)の措置を平成二九年度までを目途に順次講ずるものとし、このために必要な法律案を平成二六年に開会される国会の常会に提出することを目指すものとした。（第四条第六項関係）

(7)　政府は、持続可能な医療保険制度等を構築するため、次に掲げる事項その他必要な事項について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとした。（第四条第七項関係）

イ　医療保険制度等の財政基盤の安定化についての次に掲げる事項

(イ)　国民健康保険に対する財政支援の拡充

(ロ)　国民健康保険の保険者、運営等の在り方に関し、国民健康保険の保険料の適正化等の取組を推進するとともに、(イ)に掲げる措置を講ずることにより国民健康保険の更なる財政基盤の強化を図り、国民健康保険の財政上の構造的な問題を解決することとした上で、国民健康保険の運営について、財政運営をはじめとして都道府県が担うことを基本としつつ、国民健康保険の保険料の賦課及び徴収、保健事業の実施等に関する市町村の役割が積極的に果たされるよう、都道府県と市町村において適切に役割を分担するために必要な方策

(ハ)　健康保険法等の一部を改正する法律（平成二五年法律第二六号）附則第二条に規定する所要の措置

ロ　医療保険の保険料に係る国民の負担に関する公平の確保についての次に掲げる事項

(イ)　国民健康保険の保険料及び後期高齢者医療の保険料に係る低所得者の負担の軽減

(ロ)　被用者保険等保険者に係る後期高齢者支援金の額の全てを当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に応じた負担とすること。

(ハ)　被保険者の所得水準の高い国民健康保険組合に対する国庫補助の見直し

(ニ)　国民健康保険の保険料の賦課限度額及び標準報酬月額等の上限額の引上げ

ハ　医療保険の保険給付の対象となる療養の範囲の適正化等についての次に掲げる事項

(イ)　低所得者の負担に配慮しつつ行う七〇歳から七四歳までの者の一部負担金の取扱い及びこれと併せた負担能力に応じた負担を求める観点からの高額療養費の見直し

(ロ)　医療提供施設相互間の機能の分担を推進する観点からの外来に関する給付の見直し及び在宅療養との公平を確保する観点からの入院に関する給付の見直し